

事 務 連 絡  
平成 29 年 12 月 15 日

各都道府県市区町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)へのマイナンバー記載の  
一部見直しについて

地方税分野におけるマイナンバーの利用については、平成 27 年 12 月 18 日付け総務省自治税務局各課長連名通知「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」（総税企第 117 号、総税都第 79 号、総税市第 94 号、総税固第 89 号）でお示ししているところですが、このたび、平成 30 年度与党税制改正大綱（平成 29 年 12 月 14 日決定、自由民主党・公明党）において、給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）（以下、「特徴義務者用通知」という。）へのマイナンバー記載の取扱いを一部見直す方針が示されました。今後、下記のとおり取扱いを見直すこととし、年内を目途に所要の地方税法施行規則（以下、「省令」という。）の改正を予定していますので、あらかじめご承知おきいただくとともに、遺漏のないよう準備等をお願いします。

なお、省令の改正後、改めて通知を発出する予定ですので、申し添えます。

貴都道府県におかれては、各市区町村に対して、この旨を周知するとともに、必要な助言等をお願いします。

## 記

平成 30 年度分の個人住民税（※ 1）より、特徴義務者用通知を電子的に送付する場合（以下の①～③）には、マイナンバーを記載するが、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わない（※ 2）こととする。

- ① 特徴義務者用通知を「正本」として、電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法により送付する場合（地方税法第 321 条の 4 第 7 項）
- ② 特徴義務者用通知を「副本」として、電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法により送付する場合（省令改正を予定）
- ③ 特徴義務者用通知を「副本」として、光ディスク等に記録する方法により送付する場合（省令改正を予定）

（※ 1）平成 29 年度分の個人住民税については、従前の取扱いとする。

（※ 2）事業主のマイナンバー（法人番号を含む。）についても同様の取扱いとする。なお、省令様式（第 3 号様式）の改正は行わないこととする。

### 【参考】

平成 30 年度与党税制改正大綱（抄）

第二 平成 30 年度税制改正の具体的内容

一 個人所得課税

6 その他

（地方税）

〈個人住民税〉

（13）給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、当該通知に記載すべき事項を電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、マイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないこととする。

（注）上記の改正は、平成 30 年度分以後の個人住民税について適用する。

以上